

物 件 調 書

物 件	所 在 地 (住居表示)	大和郡山市椎木町 540 番、541 番 1 (なし)				
1. 土地の概要						
面 積	実測 1075.41 m ²	地 目	田	路線価	—	
接面道路 の 状 況	南 側 町道 幅員約 1.8 m 舗装あり 私道 幅員約 1.3 m (大和平野土地改良区) 北 側 市道 幅員約 1.9 m 舗装あり					
法令等に よる制限	・農業振興地域(農用地は非該当) ・第一種農地(農地法)		用途地域	市街化調整区域		
	指定建ぺい率	70%	指定容積率	400%		
私道等の負担に関する事項		負担の有 無	無	当該土地は建物の建築を前提としていない為、私道等の負担は無とします。		
供 給 処 施 設 の 状 況	区 分	利用可能な 施設	配管等の状況	事 業 所 名		
				電 話 番 号		
	電気	—	配電線なし	—		
				—		
	ガス	—	配管なし	—		
			—			
	上水道	—	配管なし	—		
			—			
	下水道	—	配管なし	—		
			—			

交通機関	鉄道	J R関西本線「大和小泉」駅 物件より北西 約1,800m
備考		
<ul style="list-style-type: none"> ・現状有姿による売却であり、売買物件が種類・品質等に関して契約の内容に適合しないものであるときも、県は落札者に対して責任を一切負いません。 ・別紙注意事項もご参照ください。 		
沿革		
<ul style="list-style-type: none"> ・昭和48年 9月 7日 市場建設用地取得のための代替地として取得 ・平成 5年10月 1日 椎木土地改良区貸付地と土地の一部について 使用貸借契約を締結（以後5年毎契約更新） 		

※当該物件調書は、入札希望者が物件の概要を把握するための資料に過ぎません。記載内容の正確性、その他記載にない事項については、必ず入札希望者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。

別紙注意事項

建設用地取得の代替用地・椎木土地改良区貸付地に関する注意事項

1. 地下埋設物調査、土壌汚染状況調査

地下埋設物調査、土壌汚染状況調査は実施していません。

地下埋設物や土壌汚染の有無を厳密に判定するためには、落札者において調査を実施する必要があります。当該調査の結果、地下埋設物や土壌汚染が発見されたとしても、県は一切責任を負わず、調査等に要した費用を含め、落札者は県に対して何らの請求もできません。

2. 街路条件

当該土地は、南側の接道は建築基準法上の非道路となります。北側は建築基準法上の未判定道路となります。又、南側の町道との間に大和平野土地改良区の土地が介在し、町道に接道しております。

3. 農地転用に関する条件

当該土地は農業振興地域の農地であることを踏まえ、農業振興の観点から農地として利用することを前提としております。その為に、指定期間（5年間）内は当該土地については、農地転用（農地法第4条、5条）ができない旨の条件付き一般競争入札となります。

4. 地勢・地盤

当該土地は、現況、耕作放棄農地の状態です。営農できる状態に復旧するには、伐採・伐根費用が必要になりますが、それにかかる費用について、県は対応しません。

5. 土地改良区の負担金、出し合い水路の負担

現状は椎木土地改良区に対して年間4,000円、大和平野土地改良区に対して年間4,920円の負担をしております。又、椎木土地改良区に対して約7.25㎡を出し合い水路として使用貸借契約しております。維持管理は椎木土地改良区が対応しております。

6. 現状有姿での引き渡し

当該土地は現状での引き渡し（土地改良区の負担金、使用貸借契約、排水路等の機能も含む）です。除草等、それにかかる管理費用について、県は対応しません。また、当該土地を利用するにあたっての隣接地所有者、地域住民等との調整等については、全て落札者において行うものとし、これらについて県は対応しません。現状の機能を変更する場合は、落札者の責任により、隣接所有者、関係機関等との協議、申請等を行うものとしします。

7. その他

上記1～6で限定列挙した事項も含め、売買物件が種類・品質等に関して契約の内容に適合しないものであるときも、県は落札者に対して一切責任を負いません。

また、落札者は県に対して何らの請求もできないほか、契約の解除をすることもできません。

※当該物件調書は、入札希望者が物件の概要を把握するための資料に過ぎません。

記載内容の正確性、その他記載にない事項については、必ず入札希望者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。